**平成２４年（フ）第１４号**
広島県呉市焼山本庄３丁目７番18号
債務者　ヘアーサロンたくみこと　中村　　巧
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２４年（フ）第１８号**
広島県呉市山手２丁目13番５号
債務者　田尻　正司
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２４年（フ）第２０号**
広島県呉市東鹿田町15番７号
債務者　田原　誠一
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２４年（フ）第２９号**
広島県竹原市新庄町1140番地１
債務者　本瀧　愼吾
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２４年（フ）第３９号**
宮崎県延岡市土々呂町１丁目298番地22
債務者　日野　修喜
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第４０号**
宮崎県延岡市土々呂町１丁目298番地22
債務者　日野　久美
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第４１号**
宮崎県延岡市大野町998番地１
債務者　宮川　市子（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第４２号**
宮崎県日向市大字富高6992番地２　レッドハウス203号
債務者　外山　雅典
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第４４号**
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門2124番地
債務者　新玉　　哲
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２４年（フ）第１１１号**
千葉県松戸市松戸193番地の１　ファミール松戸二十世紀が丘401号
債務者　内山　文雄
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１３０号**
千葉県流山市大字鰭ケ崎1377番地の４　染谷ハイツ201
債務者　飯島　隆平
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１４７号**
千葉県松戸市五香西１丁目28番地の６　レオパレス帝産第２―202号
債務者　岡本昌也こと　李　　東叡
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１５４号**
千葉県松戸市栄町４丁目220番地の11　柳田貸家１号室
債務者　三浦　英治
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１５８号**
千葉県鎌ケ谷市粟野633番地　コスモ鎌ケ谷Ⅱ―508号
債務者　阪田　年男
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１６７号**
千葉県松戸市牧の原436番地の10　斉藤マンション１―108号
債務者　田阪　友浩
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１７３号**
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央２丁目３番１―301号
債務者　川崎　美和
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第１７６号**
千葉県柏市南増尾６丁目３番66号
債務者　寺田　順子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部